

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三次市は、住民基本台帳に関する事務における個人情報の取扱いに当たり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために、適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

本事務では、特定個人情報に限らず、個人情報全般について、業務フローに基づき、リスクの分析と対策を明確にしたうえで、業務を行っている。

評価実施機関名

広島県三次市

公表日

令和5年8月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	<p>三次市は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成。 ②転入届、転居届、転出届、世帯主変更等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正。 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者、その他法で定める者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カードを用いた本人確認 ⑪個人番号の変更 ⑫住民票の記載等に応じて、戸籍の附票情報等を住基ネットを通じて附票APと連携</p> <p>なお、②の一部届出については、「サービス検索・電子申請機能システム」により受領する。 また、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に関する事務については、事務の一部を委任する地方公共団体情報システム機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p>
③システムの名称	<p>1. 既存住民基本台帳システム 2. 住民基本台帳ネットワークシステム(※) 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー 5. 証明書コンビニ交付システム 6. サービス検索・電子申請機能システム</p> <p>※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの中の市町村CS部分について記載する。</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)住民基本台帳ファイル (2)宛名基本ファイル (3)宛名履歴ファイル (4)住基異動ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第7条 (指定及び通知) ・第16条 (本人確認の措置) ・第17条 (個人番号カードの交付等) ・第18条 (個人番号カードの利用) <p>2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年法律第81号)(平成25年法律第28号施行時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5条 (住民基本台帳の備付け) ・第6条 (住民基本台帳の作成) ・第7条 (住民票の記載事項) ・第8条 (住民票の記載等) ・第12条 (本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4 (本人等の請求に係る住民票の写し等の交付の特例) ・第14条 (住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第19条 (戸籍の附票の記載の修正等のための市町村長間の通知) ・第24条の2 (個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の4 (住民票コードの記載の変更請求) ・第30条の6 (市町村長からの都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10 (通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12 (通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する]
②法令上の根拠	<p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第19条第8号 別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) (1~4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26~31, 33~35, 37~40, 42, 46, 48, 50, 53, 54, 56の2, 57~59, 61~67, 69の2~71, 74, 77, 80, 83, 84, 85の2, 87, 89~92, 94~97, 101~103, 105, 106~108, 111~117, 120及び121の項) (別表第2における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部 市民課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	三次市役所(広島県三次市十日市中二丁目8番1号) 総務部総務課(行政係) 電話:0824-62-6153
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	三次市役所(広島県三次市十日市中二丁目8番1号) 市民部市民課(市民窓口係) 電話:0824-62-6138

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月28日	I-1-③	1. 既存住民基本台帳システム 2. 住民基本台帳ネットワークシステム(※)	1. 既存住民基本台帳システム 2. 住民基本台帳ネットワークシステム(※) 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー	事前	
平成27年4月28日	I-5-①	総合窓口センター 市民生活課	市民部 市民課	事前	
平成27年4月28日	I-8	総合窓口センター市民生活課	市民部市民課	事前	
平成27年4月28日	表紙-公表日	平成27年3月25日	平成27年4月28日	事前	
平成28年5月11日	I-5-②	行政 豊彦	古矢 俊彦	事後	
平成28年5月11日	I-1-②	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に関する事務については、今後総務省令により機構に対する事務の一部の委託が認められる予定である。	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に関する事務については、事務の一部を委任する地方公共団体情報システム機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	事後	
平成28年5月11日	II-1	平成27年1月5日時点	平成28年5月11日時点	事後	
平成28年5月11日	II-2	平成27年1月5日時点	平成28年5月11日時点	事後	
平成28年5月31日	表紙-公表日	平成27年4月28日	平成28年5月31日	事後	
平成29年5月10日	I-5-②	古矢 俊彦	細美 寿彦	事後	
平成29年5月10日	II-1	平成28年5月11日時点	平成29年5月1日時点	事後	
平成29年5月10日	II-2	平成28年5月11日時点	平成29年5月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月10日	I-4-②	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第19条第7号 別表第2(別表第2における情報提供の根拠)</p> <p>(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 27, 31, 34, 35, 37, 38, 42, 48, 53, 54, 57, 61, 62, 66, 67, 70, 74, 77, 80, 84, 91, 92, 94, 96, 101, 103, 106, 108, 111, 112, 113, 114, 116, 119及び120の項)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)</p> <p>・第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第6条, 第7条, 第8条, 第10条, 第12条, 第13条, 第14条, 第16条, 第20条, 第22条, 第22条の2, 第23条, 第24条, 第25条, 第26条の3, 第27条, 第28条, 第31条, 第32条, 第33条, 第37条, 第38条, 第39条, 第40条, 第41条, 第43条, 第43条の3, 第44条の2, 第45条, 第47条, 第48条, 第49条の2, 第50条, 第51条, 第53条, 第55条, 第56条, 第57条, 第58条, 第59条, 第59条の2, 第59条の3</p> <p>(別表第2における情報照会の根拠)</p> <p>:なし</p> <p>(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第19条第7号 別表第2(別表第2における情報提供の根拠)</p> <p>(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 27, 31, 34, 35, 37, 38, 42, 48, 53, 54, 57, 61, 62, 66, 67, 70, 74, 77, 80, 84, 91, 92, 94, 96, 101, 103, 106, 108, 111, 112, 113, 114, 116, 119及び120の項)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)</p> <p>・第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第6条, 第7条, 第8条, 第10条, 第12条, 第13条, 第14条, 第16条, 第20条, 第22条, 第22条の2, 第23条, 第24条, 第25条, 第26条の3, 第27条, 第28条, 第31条, 第32条, 第33条, 第37条, 第38条, 第39条, 第40条, 第41条, 第43条, 第43条の3, 第44条の2, 第45条, 第47条, 第48条, 第49条の2, 第50条, 第51条, 第53条, 第55条, 第56条, 第57条, 第58条, 第59条, 第59条の2, 第59条の3</p> <p>(別表第2における情報照会の根拠)</p> <p>:なし</p> <p>(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)</p>	事前	
平成29年5月31日	表紙-公表日	平成28年5月31日	平成29年6月20日	事後	
平成30年10月23日	表紙-公表日	平成29年6月20日	平成30年10月23日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年10月23日	I-4-②	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第19条第7号 別表第2(別表第2における情報提供の根拠) (1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 27, 31, 34, 35, 37, 38, 42, 48, 53, 54, 57, 61, 62, 66, 67, 70, 74, 77, 80, 84, 91, 92, 94, 96, 101, 103, 106, 108, 111, 112, 113, 114, 116, 119及び120の項)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) ・第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第6条, 第7条, 第8条, 第10条, 第12条, 第13条, 第14条, 第16条, 第20条, 第22条, 第22条の2, 第23条, 第24条, 第25条, 第26条の3, 第27条, 第28条, 第31条, 第32条, 第33条, 第37条, 第38条, 第39条, 第40条, 第41条, 第43条, 第43条の3, 第44条の2, 第45条, 第47条, 第48条, 第49条の2, 第50条, 第51条, 第53条, 第55条, 第56条, 第57条, 第58条, 第59条, 第59条の2, 第59条の3(別表第2における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第19条第7号 別表第2(別表第2における情報提供の根拠) (1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 21, 23, 27, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 66, 67, 70, 74, 77, 80, 84, 85の2, 89, 91, 92, 94, 96, 101, 102, 103, 105, 106, 108, 111, 112, 113, 114, 116, 117及び120の項)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) ・第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第6条, 第7条, 第8条, 第10条, 第12条, 第13条, 第14条, 第16条, 第20条, 第22条, 第22条の2, 第22条の3, 第22条の4, 第23条, 第24条, 第24条の2, 第24条の3, 第25条, 第26条の3, 第27条, 第28条, 第31条, 第31条の2, 第31条の3, 第32条, 第33条, 第37条, 第38条, 第39条, 第40条, 第41条, 第43条, 第43条の3, 第43条の4, 第44条の2, 第45条, 第47条, 第48条, 第49条の2, 第50条, 第51条, 第53条, 第55条, 第56条, 第57条, 第58条, 第59条, 第59条の2, 第59条の3 (別表第2における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)</p>	事後	
平成30年10月23日	I-5-②	細美 寿彦	課長	事後	
平成30年10月23日	II-1	平成29年5月1日時点	平成30年5月1日時点	事後	
平成30年10月23日	II-2	平成29年5月1日時点	平成30年5月1日時点	事後	
令和1年6月28日	表紙-公表日	平成30年10月23日	令和1年6月28日	事後	
令和1年6月28日	I-7	総務部総務課(行政係)	総務企画部総務課(行政係)	事後	
令和1年6月28日	II-1	平成30年5月1日時点	令和1年5月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	Ⅱ－2	平成30年5月1日時点	令和1年5月1日時点	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ－1		基礎項目評価書	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ－2		十分である	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ－3		十分である	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ－4		[○]委託しない	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ－5		[○]提供・移転しない	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ－6		[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ－7		十分である	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ－8		[○]自己点検	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ－9		十分に行っている	事後	
令和2年7月14日	表紙－公表日	令和1年6月28日	令和2年7月14日	事後	
令和2年7月14日	Ⅰ－7	総務企画部総務課(行政係)	総務部総務課(行政係)	事後	
令和2年7月14日	Ⅱ－1	令和1年5月1日時点	令和2年5月1日時点	事後	
令和2年7月14日	Ⅱ－2	令和1年5月1日時点	令和2年5月1日時点	事後	
令和3年7月2日	表紙－公表日	令和2年7月14日	令和3年7月2日	事後	
令和3年7月2日	Ⅱ－1	令和2年5月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	
令和3年7月2日	Ⅱ－2	令和2年5月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	
令和3年12月15日	表紙－公表日	令和3年7月2日	令和3年12月15日	事後	
令和3年12月15日	Ⅰ－4－②	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第19条第7号 別表第2	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第19条第8号 別表第2	事後	
令和4年7月15日	表紙－公表日	令和3年12月15日	令和4年7月15日	事後	
令和4年7月15日	Ⅱ－1	令和3年6月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	
令和4年7月15日	Ⅱ－2	令和3年6月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月25日	表紙－公表日	令和4年7月15日	令和5年8月25日	事後	
令和5年8月25日	I－1－②	⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付	⑤本人又は同一の世帯に属する者、その他法で定める者の請求による住民票の写し等の交付	事後	
令和5年8月25日	I－1－②		⑪個人番号の変更	事後	
令和5年8月25日	I－1－②		⑫住民票の記載等に応じて、戸籍の附票情報等を住基ネットを通じて附票APと連携	事後	
令和5年8月25日	I－1－③		5. 証明書コンビニ交付システム	事前	
令和5年8月25日	I－1－③		6. サービス検索・電子申請機能システム	事後	
令和5年8月25日	I－3		第18条（個人番号カードの利用）	事後	
令和5年8月25日	I－3		第12条の4（本人等の請求に係る住民票の写し等の交付の特例）	事後	
令和5年8月25日	I－3		第19条（戸籍の附票の記載の修正等のための市町村長間の通知）	事後	
令和5年8月25日	I－3		第30条の4（住民票コードの記載の変更請求）	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月25日	I-4	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第19条第8号 別表第2(別表第2における情報提供の根拠)</p> <p>(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 21, 23, 27, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 66, 67, 70, 74, 77, 80, 84, 85の2, 89, 91, 92, 94, 96, 101, 102, 103, 105, 106, 108, 111, 112, 113, 114, 116, 117及び120の項)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)</p> <p>・第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第6条, 第7条, 第8条, 第10条, 第12条, 第13条, 第14条, 第16条, 第20条, 第22条, 第22条の2, 第22条の3, 第22条の4, 第23条, 第24条, 第24条の2, 第24条の3, 第25条, 第26条の3, 第27条, 第28条, 第31条, 第31条の2, 第31条の3, 第32条, 第33条, 第37条, 第38条, 第39条, 第40条, 第41条, 第43条, 第43条の3, 第43条の4, 第44条の2, 第45条, 第47条, 第48条, 第49条の2, 第50条, 第51条, 第53条, 第55条, 第56条, 第57条, 第58条, 第59条, 第59条の2, 第59条の3</p> <p>(別表第2における情報照会の根拠)</p> <p>:なし</p> <p>(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第19条第8号 別表第2(別表第2における情報提供の根拠)</p> <p>(1~4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26~31, 33~35, 37~40, 42, 46, 48, 50, 53, 54, 56の2, 57~59, 61~67, 69の2~71, 74, 77, 80, 83, 84, 85の2, 87, 89~92, 94~97, 101~103, 105, 106~108, 111~117, 120及び121の項)</p> <p>(別表第2における情報照会の根拠)</p> <p>:なし</p> <p>(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)</p>	事後	
令和5年8月25日	II-1	令和4年6月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	
令和5年8月25日	II-2	令和4年6月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	